

令和6年度郡山市一般廃棄物処理実施計画

1 総則

(1) 本計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、令和6年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

(2) 計画区域 郡山市全域

(3) 計画期間 令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日まで

2 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出量の見込み

単位(t)

種 別	家庭廃棄物	事業系廃棄物	合 計
燃やしてよいごみ	64,100	43,600	107,700
燃えないごみ	2,750	120	2,870
粗 大 ご み	850	－	850
資 源 物	3,900	170	3,170
産 業 廃 棄 物	－	7,700	7,700
使用済小型家電	10	－	10
計	71,610	51,590	123,200

※事業系廃棄物のうち資源物は、事業者自ら搬入する古紙に限る。

※産業廃棄物は、紙くず・木くず・繊維くず・植物に係る固形状の不要物に限る。

(2) ごみの収集運搬及び処理計画

ア 家庭廃棄物については郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（以下、条例という。）第29条に規定するごみ集積所から収集を行う（粗大ごみを除く。）。なお、要援護者世帯の燃やしてよいごみ・資源物・燃えないごみ（使用済み小型家電含む）については、申請及び調査に基づいて、承認された世帯から戸別収集を行う。

イ 事業系一般廃棄物は、事業者責任の原則から自ら処理施設へ持ち込むか、又は廃棄物処理業者へ処理を依頼する。

ウ 収集方法、収集回数等

区分	燃やしてよいごみ	燃えないごみ	資 源 物		使 用 済 小 型 家 電	粗大ごみ
			ペットボトル、プラスチック製容器包装	びん・乾電池、ガスカートリッジ・スプレー缶、缶、古紙		
収集方法	透明又は半透明の袋によるステーション収集				①ボックス回収 ※1 ②イベント回収	戸別収集（申込制）
収集回数	週2回 （一部地域は、週3回）	月1回 （一部地域は、週1回）	週1回	完全隔週1回 （一部地域は、週1回）	随時	週単位 （翌週収集）
排出時間	午前6時から午前8時まで				①開庁時間 ②イベント時	午前8時まで
収集時間	午前8時から（一部地域 午前7時から）				随時	随時
収集運搬	市（委託）				市（委託）	市（委託）

※1 回収ボックス設置場所

市役所本庁舎1階・西庁舎1階、各行政センター、市民サービスセンター、緑ヶ丘市民サービスセンター、中央公民館、富久山クリーンセンター及び河内クリーンセンター

エ 中間処理

廃棄物の種類	中間処理		
	主体	処理方法	単位 (t)
燃やしてよいごみ	市 (委託)	焼却	115,400
燃えないごみ	市 (委託)	破碎 (鉄・アルミ回収)・可燃残さ焼却	2,870
資源物	市 (委託)	再資源化	4,070
粗大ごみ	市 (委託)	破碎 (鉄・アルミ回収)・可燃残さ焼却	850
使用済小型家電	認定業者	小型家電リサイクル法適用	10
計			123,200

オ 最終処分

廃棄物の種類	最終処分	
	主体	処理方法
燃やしてよいごみ	市 (委託)	リサイクル※2・埋立
燃えないごみ	市 (委託)	リサイクル・埋立
資源物	市 (委託)	リサイクル
粗大ごみ	市 (委託)	リサイクル・埋立

※2 貴金属を含んだ焼却灰のリサイクル

(3) ごみの適正排出

ア 排出基準

条例第 27 条第 1 項で規定する市が行う家庭廃棄物収集の排出基準は、次のとおりとする。

分別の区分		排出の方法	
燃やしてよいごみ (資源物・粗大ごみにならない可燃性のもので、不燃物が10%未満の性状物)		透明又は半透明のごみ袋(※3)に入れて、ごみ集積所に出す。 ・布団は、丸めて縛り1回に2枚まで ・幹は、長さ1m、直径15cm以内で1回に2本まで ・枝束は、長さ1m、直径30cm以内で1回に2束まで	
燃えないごみ (資源物・粗大ごみにならない不燃性のもので、不燃物が10%以上の性状物)		透明又は半透明のごみ袋(※3)に入れて、ごみ集積所に出す。 ・特定家庭用機器を除く小型家庭電気製品 ・粗大ごみにならない直方体のものなど ・蛍光管は中身の見える袋に入れ、割れていないもの・割れたものに分けて、それを表記する。(※4) ・水銀体温計、水銀血圧計等は分別して出す。	
粗大ごみ (長さが1mを超えるもの。立方体は、3辺の和が150cmを超えるもの。重量は、10kgを超えるもの。)		電話又は市ウェブサイトで申込み(1回に5点まで)の上、翌週の指定された日に自宅敷地内の道路際(集合住宅の場合はその敷地内のスペースで他の居住者等の通行等の支障がない場所)に出す。 ・大型家具類や自転車など(以下に掲出した特殊ごみ、家電リサイクル法対象廃棄物、処理困難物を除く)	
資源物	缶	残渣がない状態にし、透明又は半透明のごみ袋に入れて、ごみ集積所に出す。	
	古紙	新聞	種類ごとに紐で束ね、ごみ集積所に出す。
		雑誌	
		段ボール	
		紙パック	
その他紙製容器包装			
物	ペットボトル	キャップを外し、更に残渣がない状態にし、透明又は半透明のごみ袋に入れて、ごみ集積所に出す。	
	プラスチック製容器包装	残渣がない状態にし、透明又は半透明のごみ袋に入れて、ごみ集積所に出す。	

	缶	内容物がない状態にして、透明又は半透明のごみ袋（※3）に入れて、ごみ集積所に出す。
	びん	内容物がない状態にして、乾電池がある場合、乾電池の入った袋とともに透明又は半透明のごみ袋（※3）に入れて、ごみ集積所に出す。
	乾電池（マンガン、アルカリのみ）	透明又は半透明のごみ袋（※3）に入れて、びんがある場合、びんを入れた袋にその袋を入れてごみ集積所に出す。
	ガスカートリッジ・スプレー缶	穴を開けて残渣・ガスがない状態にし、透明又は半透明のごみ袋に入れて、ごみ集積所に出す。上記の缶ほか同日収集の資源物と同じ袋に入れてはならない。
その他	使用済インクカートリッジ	市役所に設置された使用済インクカートリッジ回収ボックスに投入する。（トナーカートリッジ以外）
	リチウム一次電池 （家庭で使用した電池記号がCR、BR、FRで充電できないもの）	ビニールテープ等で両端子や接点を絶縁して、5R推進課窓口に持参する。
	土、石、砂、瓦、セメント、タイル、ブロック、コンクリート片	燃えないごみ扱いで、10kg程度（45号サイズレジ袋3袋目安）ごみ集積所に出す。（※5） もしくはクリーンセンターに1日に10kg程度の自己搬入が可能。

※3 紙類の資源物としてや、鋭利なものなどの中でも新聞紙等でくるんだ状態で袋に入れても排出困難である場合を除いて、段ボール箱での排出は不可とする。

※4 水銀を含まない白熱電球、LED電球、グロー球については、他の燃えないごみとの混在は可とする。

※5 45号レジ袋は高さ530×横300で東日本西日本共通サイズ

#### イ 搬入基準

条例第27条第2項で規定する一般廃棄物の市の処理施設への搬入基準は、次のとおりとする。

##### (ア) 家庭廃棄物

種類	区分	搬入の方法	搬入量の制限	処分手数料	備考
燃やしてよいごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源物	排出基準による	自己搬入		搬入確認券対象	
特殊ごみ	雨どい	自己搬入	10本まで	有料	破碎処理必要
	アコーディオンカーテン	自己搬入		有料	破碎処理必要
	網戸	自己搬入	10枚まで	有料	破碎処理必要
	畳	自己搬入	20畳まで	有料	破碎処理必要
	戸・ドア（木製）	自己搬入	10枚まで	有料	破碎処理必要
	トタン板	自己搬入	10枚まで	有料	破碎処理必要
	サーフボード・ウィンドサーフィン	自己搬入		有料	破碎処理必要
	ルーフボックス	自己搬入		有料	破碎処理必要
	ボート	自己搬入		有料	破碎処理必要
	塗料	自己搬入	10リットルまで	有料	破碎処理必要
	農薬（家庭菜園用）	自己搬入	3本まで	有料	破碎処理必要
	動物の死骸 （ペット・路上死骸除く）	自己搬入		有料	破碎処理必要
	ペットの死骸	自己搬入		有料	1,030円
	幹（排出基準の量を超える）	自己搬入		有料	破碎処理必要
	枝束（排出基準の量を超える）	自己搬入		搬入確認券対象	

	波板ビニール	自己搬入	10 枚まで	搬入確認券対象	
	コンパネ	自己搬入	10 枚まで	搬入確認券対象	
	便器・便座	自己搬入		搬入確認券対象	
	ポータブルトイレ	自己搬入		搬入確認券対象	
	神棚	自己搬入		搬入確認券対象	
	仏壇	自己搬入		搬入確認券対象	
	鎖・チェーン（鉄製）	自己搬入		搬入確認券対象	
	タイヤのチェーン	自己搬入		搬入確認券対象	

燃やしてよいごみ・燃えないごみ・粗大ごみなどの家庭系廃棄物（資源物を除く）は、郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（以下「条例」という。）に定める処分手数料がかかる。ただし、廃棄物搬入確認券（本庁や行政センターでの事前手続きにより発行）で無料になるものがあり、この場合、1日当たり1回の搬入分（軽トラック一台分の量 350kg まで）を無料で廃棄可能（同日であれば2回目以降も無料）。

(イ) 事業系廃棄物（条例第 42 条第 2 項の産業廃棄物を含む。）

種類		区分	搬入の方法	搬入量の制限	処分手数料	備考
一般廃棄物	自己搬入	排出基準による (不燃性の粗大ごみ、多量の事業用製品及び上記特殊ごみ品目のうち不燃物を除く。)	自己搬入	畳…半分に切断し、1回に 20 畳まで	有料	古紙は無料
	委託	排出基準による (粗大ごみを除く。)	許可業者への委託	同上	有料	
産業廃棄物		紙くず	市と処分に関する委託契約が必要	木製パレットは、1m 以内にし、1回に 20 枚までで週 2 回まで	有料	木くずは縦・横 1m 以内、厚さ 15 cm 以内に限る
		木くず				
		繊維くず				
		植物性残さ				

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物については、条例に定める処分手数料がかかる。

#### ウ 処理困難物

条例第 27 条第 3 項及び条例第 28 条第 1 項に規定する排出等の禁止物は、次のとおりとする。

区分	例示	処理方法
家電リサイクル法対象製品	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、製造業者等が引き取る。
指定再資源化製品	パソコン、ニカド電池・ニッケル水素電池、電池記号が「CR、BR、FR 以外の」リチウム二次電池で充電可能なもの	資源有効利用促進法に基づき、製造業者等が引き取る。
感染性のあるもの	注射器・注射針 (在宅医療廃棄物)	医療機関を通じて専門処理業者へ依頼する。
有害性のあるもの	薬品類（有害物質・劇物・毒物等）	販売店による引き取り、処理可能な許可業者へ委託するなど、適正に処理する。
危険性のあるもの	ガスボンベ、バッテリー、消火器、マッチや花火以外の火薬類	
引火性・発火性のあるもの	石油類（ガソリン・灯油・シンナー）、溶剤、エンジンオイル・油（機械用）、発炎筒	
悪臭を発するもの	汚物等	

<p>家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障をおよぼすおそれがあるもの</p>	<p>タイヤ、ピアノ、自動車（部品を含む。）、オートバイ（原動機付自転車及び部品を含む。）、足場パイプ、戸・ドア（金属製）、雨戸（金属製）、オイルヒーター・パネルヒーター、エンジン、カーポート・ガレージ、草刈り機（エンジン付）、倉庫・物置、耐火金庫、コンプレッサー、サッシ（金属製）、芝刈り機（エンジン付）、ジャッキ（油圧式）、石膏ボード、ソーラーパネル・温水器、グラスウール（断熱材）、ディスプレイ棚（商品陳列棚）、ドラム缶、農業用機械・農機具、農業用ビニールマルチ（家庭菜園用除く。）、発電機、フェンス、抜根木、幹（排出基準、搬入基準を超えるもの。）、実験動物等の動物の死体及び付随汚物等</p>	
---	--	--

(4) 排出抑制及び資源化施策

- ア 集団資源回収報奨金交付制度の推進
- イ 生ごみ処理容器無償貸与事業の推進
- ウ 粗大ごみリユース（再使用）推進事業の推進
- エ 3Rフェスティバルなど啓発活動の実施
- オ 出前講座、対話集会など環境学習の実施
- カ 広報、パンフレット、市ウェブサイト、SNS等での各種施策の周知及び情報提供
- キ 資源物及び不燃ごみ等から回収した鉄、アルミ等のリサイクルの推進
- ク 使用済小型家電リサイクルに係る拠点回収等の推進
- ケ ごみ焼却熱を有効利用した給湯、発電及び余剰電力の売電
- コ 食品ロス削減の推進（フードシェアリングサービス含む）
- サ ㈱ジモティー、㈱マーケットエンタープライズ、リネットジャパンリサイクル㈱、ジット㈱との連携によるリユース、小型家電リサイクル推進

(5) 処理施設の概要

区分	施設名称	所在地	型式	処理能力	竣工年月
焼却施設	河内クリーンセンター	逢瀬町河内字西午房沢 59	全連続焼却式ストーカ炉	300 t / 日 (150 t × 2 基)	昭和 59 年 2 月
	富久山クリーンセンター	富久山町福原字北畑 1 - 2	全連続焼却式ストーカ炉	300 t / 日 (150 t × 2 基)	平成 8 年 3 月
資源化施設	河内クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）	逢瀬町河内字西午房沢 59	横型衝撃剪断併用回転方式	70 t / 5 h × 1 基	昭和 59 年 2 月
	富久山クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）	富久山町福原字北畑 1 - 2	乾式回転破碎機方式	80 t / 5 h × 1 基	平成 8 年 3 月

	富久山クリーンセンターリサイクルプラザ	富久山町福原字北畑1-2	・びん 色識別・形状 識別併用の自 動色選別装置 ・ペットボト ル・プラスチ ック類自動圧 縮梱包機	・びん 16.3t/5h  ・ペットボトル 1.4t/5h ・プラスチック類 17.3t/5h	平成12年3月
最終 処分場	河内埋立処分場	逢瀬町河内字 伏丑	準好気性サン ドイッチ工法	埋立面積 144,700 m <sup>2</sup> 埋立容量 1,410,000 m <sup>3</sup>	第三期埋立地 平成10年3月 第四期埋立地 令和5年3月

### 3 生活排水処理実施計画

#### (1) し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込み

種 別	単 位 (kl)
し 尿	8,153.2
浄化槽汚泥	47,425.1
計	55,578.3

#### (2) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、現行の許可業者による区域割りにより行う。

#### (3) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

衛生処理センターで中間処理し、浄化槽汚泥は焼却処理施設で焼却する。

#### (4) 最終処分計画

中間処理後の焼却灰などは埋立処分する。

#### (5) 処理施設の概要

施設名称	所在地	型 式	処理能力	竣工年月
富久山クリーンセンター衛生処理センター	富久山町福原字北畑40-1	・第一処理施設 標準脱窒素処理方式	・170kl/日	・昭和41年3月
		・第二処理施設 高負荷脱窒素処理方式	・70kl/日	・平成2年3月